

建設



市営住宅 東田団地2号棟（令和6年7月完成）

1 都 市 計 画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できるようになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に（昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更）、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に（平成19年2月20日変更）、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6月14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域（線引き）を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町）の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るため特定用途制限地域を指定した。

その後、地域の実情に応じた計画的な土地利用を誘導していくため、用途地域と特定用途制限地域について適時見直しを行い、都市計画の変更を決定している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

市の都市計画に関する基本的な方針を示した「新居浜市都市計画マスタープラン」は、平成13年6月に策定後、平成28年3月に見直しを行い、激甚化・頻発化していく自然災害に対応する「国土強靱化地域計画」や上位計画である「第六次長期総合計画」等と整合を図り、社会経済情勢に対応した新たなまちづくりを推進するため令和3年3月に策定した。また、持続可能な都市構造を目指し、人口減少に対応したコンパクトシティの実現と近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、新たに防災指針を定めた「新居浜市立地適正化計画」を令和7年3月に改定・公表した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に（昭和29年12月21日全面変更）決定され、昭和60年8月20日に全路線の見直し及び国道11号バイパスを含めた4路線の追加を行った。その後、社会経済情勢の変化を踏まえ目指すべき都市構造に対応していくために、全路線の再検証を行い、令和5年3月3日に新たな道路網の形成となる見直しを行った。

公園は、滝の宮公園（昭和27年3月31日決定）を最初に、神郷公園（平成24年12月21日決定）まで各種公園を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後の整備や進捗や社会情勢をふまえ、令和6年2月20日に変更し、排水区域を全体で2,576haとした。

その他の都市施設については、墓園、駐車場、ごみ焼却場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (R7.4.1 現在)

名 称	面 積 (ha)
新居浜都市計画区域	10,004.3

(2) 地域地区

ア 用途地域

名 称	面 積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 53	40	60
	約 271	50	80
第一種中高層住居専用地域	約 345	60	200
第一種住居地域	約 517	60	200
第二種住居地域	約 97	60	200
準住居地域	約 82	60	200
近隣商業地域	約 71	80	200
商業地域	約 201	80	400
準工業地域	約 79	60	200
工業地域	約 107	60	200
工業専用地域	約 713	60	200
計	約 2,537	—	—

イ 特定用途制限地域

名 称	面 積 (ha)
市街地周辺地区	約 803
幹線道路沿道地区	約 147
田園居住地区	約 6,371
産業居住地区	約 140
計	約 7,461

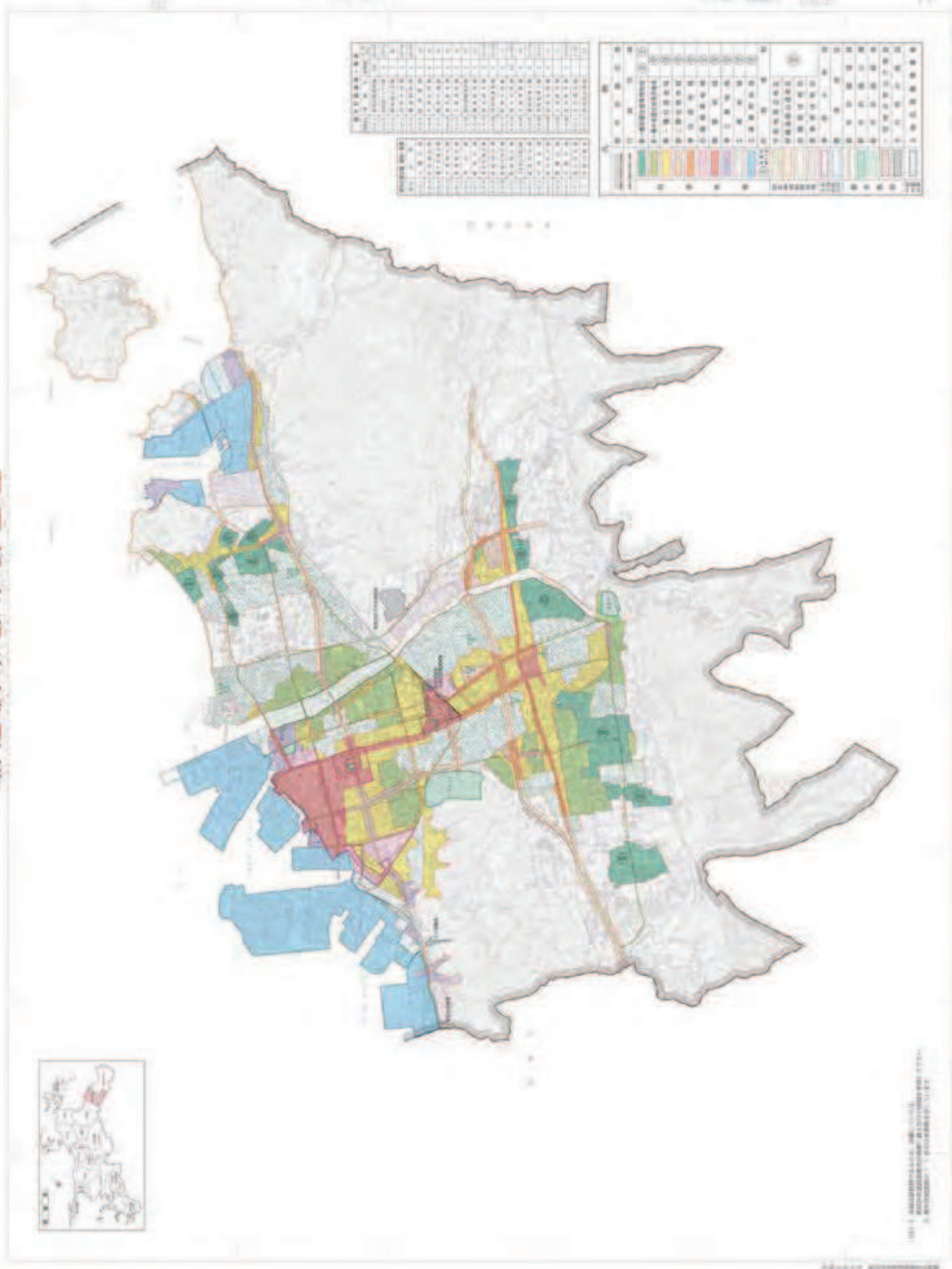
ウ 準防火地域

名 称	面 積 (ha)
準防火地域	114

エ 臨港地区

名 称	面 積 (ha)
新居浜臨港地区	412.3
東予臨港地区	275.9
計	688.2

図画計都市都市新居



(3) 都市施設

ア 街 路

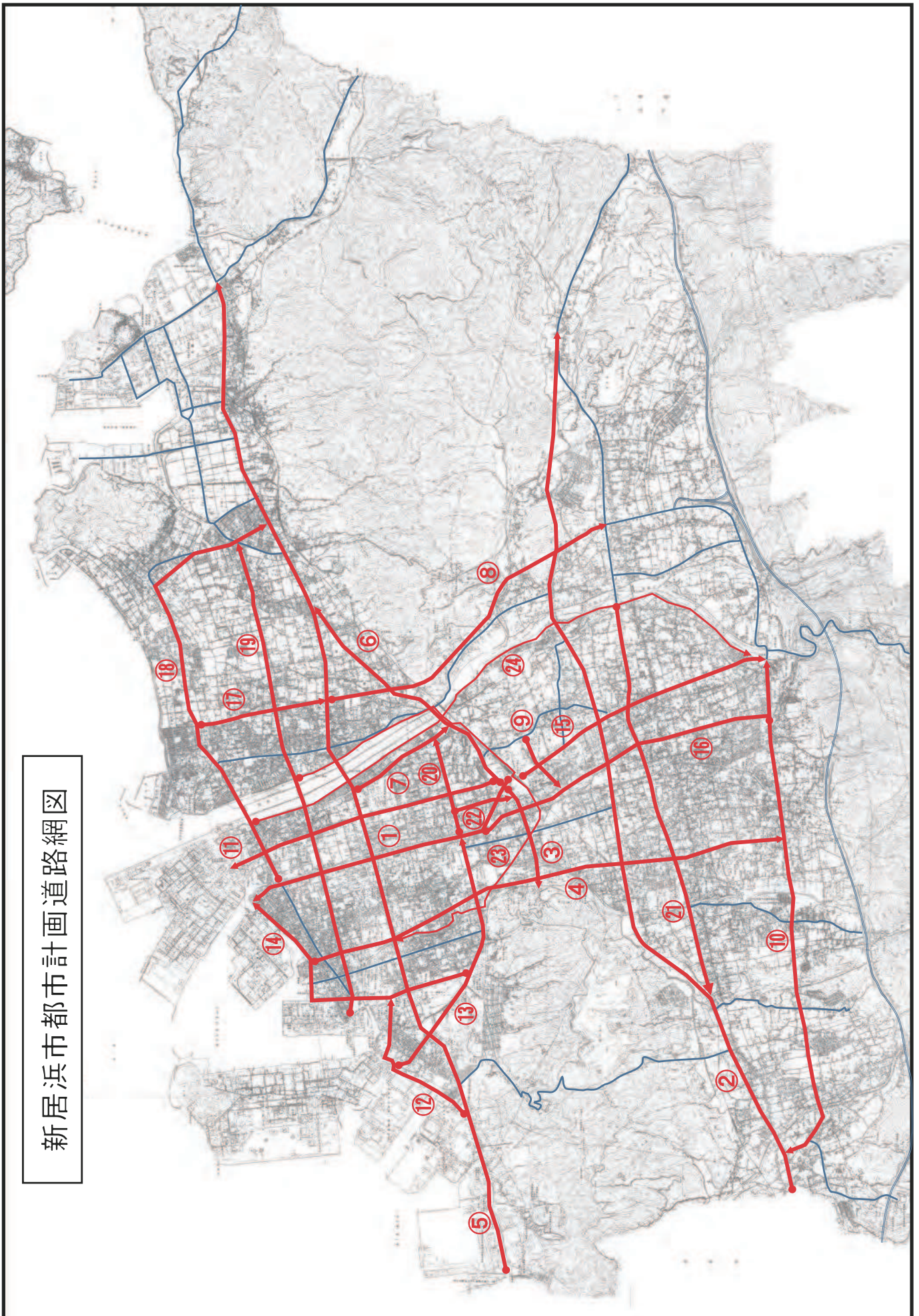
(R7.4.1 現在)

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,220	100	
		(起点に7,100㎡の交通広場)		27.0	620	620	100	県 施 行
				32.0	2,210	2,210	100	”
				18~25	390	390	100	市 施 行
2	新居浜バイパス線	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,840	8,097	82.3	
	(国道11号バイパス)			30	2,530	2,530	100	国 施 行
				35	1,590	1,590	100	”
				40	2,380	2,380	100	”
				24.25	2,340	597	25.5	”
		高架部		47	880	880	100	”
		橋梁幅員 (国領川橋)		27	120	120	100	”
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,150	100	
				20	310	310	100	市施行(区画)
				20	840	840	100	市 施 行
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,320	3,573	67.2	
				18	1,910	1,420	74.3	県 施 行
				20	1,925	1,687	87.6	”
		鉄道交差部		15.5~ 25.5	300	296	98.7	”
				20	1,185	170	14.3	市 施 行
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100	
				20	5,630	5,630	100	県 施 行
				29	1,820	1,820	100	”
				22	3,690	3,690	100	”
		橋梁幅員 (平形橋)		22	260	260	100	”
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,890	100	
				16	2,610	2,610	100	県 施 行
				20	120	120	100	”
		橋梁幅員 (城下橋)		12	160	160	100	”

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
7	平形庄内線	平形町	庄内町六丁目	16	1,270	786	61.9	市 施 行
8	郷桧の端線	郷一丁目	船木字桧の端	16	3,700	2,874	77.7	
				16	3,370	2,544	75.5	県 施 行
		鉄道交差部		13.8~ 27.8	330	330	100	”
9	坂井松木線	坂井町三丁目	松木町	16	720	330	45.8	市 施 行
10	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	4,108	82.7	市 施 行
11	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,600	89.3	市 施 行
12	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12	1,550	1,550	100	市 施 行
				15~17	200	200	100	”
13	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,850	2,340	82.1	
				18	510	—	—	市 施 行
				15	1,710	1,710	100	”
				18	630	630	100	”
14	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16	900	900	100	市 施 行
				15	1,280	920	71.9	”
				18	860	860	100	”
15	駅南中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市 施 行
		(起点に3,200㎡の交通広場)						
16	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20	1,620	1,620	100	県 施 行
				20.0~ 22.2	310	310	100	”
				11	2,040	620	30.4	”
17	宇高西筋線	宇高町三丁目	宇高町一丁目	16	1,400	469	33.5	
				16	565	14	2.5	県 施 行
				16	835	455	54.5	市 施 行
18	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
				11	2,880	2,880	100	県 施 行
		橋梁幅員（新高橋）		9	310	310	100	”
				16	1,790	—	—	”

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
19	西原松神子線	西原町三丁目	松神子一丁目	15	5,300	0	0.0	
		橋梁幅員（敷島橋）		15	3,170	—	—	市 施 行
				14	320	—	—	”
				11	1,810	0	0.0	”
20	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市 施 行
21	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国 施 行
22	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	376	56.1	市 施 行
	幹 線 街 路 計				79,830	57,283	71.8	
23	中央環状線	東雲町一丁目	一宮町二丁目	2.0	5,910	3,711	62.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	1,850	1,850	100	市 施 行
				2.0	2,280	160	7.0	”
				6.8	510	431	84.5	”
				14.0	1,270	1,270	100	”
24	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,737	26.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,737	33.3	市 施 行
				4.7	1,270	—	—	”
	特 殊 街 路 計				12,390	5,448	44.0	
	合 計				92,220	62,731	68.0	

新居浜市都市計画道路網図



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(R7.4.1 現在)

種 類		種 別	公 園 名	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区	土 橋 公 園	土橋二丁目	0.63	0.63
		〃	喜 光 地 公 園	喜光地町二丁目	0.17	0.17
		〃	瀬 戸 公 園	瀬戸町	0.20	0.20
		〃	中 須 賀 公 園	中須賀町二丁目	0.19	0.19
		〃	新 須 賀 公 園	新須賀町四丁目	0.16	0.18
		〃	寿 公 園	寿町	0.28	0.28
		〃	船 木 公 園	船木字国領	0.27	0.27
		〃	西 喜 光 地 公 園	西喜光地町	0.21	0.21
		〃	駅 前 西 公 園	坂井町一丁目	0.15	0.15
		〃	駅 前 中 央 公 園	坂井町二丁目	0.14	0.14
		〃	駅 前 南 公 園	坂井町一丁目	0.11	0.11
		〃	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	0.41
			計 12 力 所		2.92	2.94
	近 隣 園	近 隣	新 居 浜 公 園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		〃	中 央 公 園	繁本町	0.50	0.54
		〃	松 の 木 公 園	松の木町	0.70	0.67
		〃	神 郷 公 園	田の上一丁目	1.10	1.10
			計 4 力 所		5.00	5.01
	都市基 幹公園	総 合	山 根 公 園	角野新田町三丁目	10.10	10.10
			計 1 力 所		10.10	10.10
特 殊 公 園		風 致	滝 の 宮 公 園	滝の宮町	51.70	41.79
都 市 緑 地			国 領 川 緑 地	新高橋～城下橋 国領川河川敷	65.50	36.05
計			19 力 所		135.22	95.89

その他の都市公園

(R7.4.1 現在)

名 称	種 別	位 置	面 積 (ha)	開設面積 (ha)
中 萩 き ら き ら 公 園	近 隣	本郷三丁目	1.07	1.07
池 田 池 公 園	風 致	船木字上原	22.14	22.14
黒 島 海 浜 公 園	"	黒島二丁目	12.55	12.55
ふ れ あ い 広 場	広 場	港町	0.47	0.47
憩 い の 森	"	泉池町	0.14	0.14
黒 島 工 業 団 地 緑 地	都市緑地	黒島・多喜浜	3.37	3.37
東 浜 公 園	街 区	阿島一丁目	0.96	0.96
三 喜 浜 公 園	"	"	0.26	0.26
渦 井 な か よ し 公 園	"	大生院	0.19	0.19
岡 城 館 歴 史 公 園	歴 史	楠崎一丁目	0.60	0.60
	計	10力所	41.75	41.75

都市公園合計

(R7.4.1 現在)

名 称	箇所数	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
都 市 公 園 合 計	29	135.22	137.64



施設概要表

種 別	箇所数	種 別	箇所数
ト イ	13箇所	グラウンドゴルフ場	1面
多 目 的 ト イ	3箇所	テ ニ ス コ ー ト	19面
ソ フ ト ボ ー ル 場	11面	多 目 的 広 場	12箇所
陸 上 競 技 場	1箇所	プ ー ル	1箇所
サ ッ カ ー 場	7面	体 育 館	1箇所
少 年 野 球 場	4面	駐 車 場	4箇所

ウ 公営駐車場

(R7.4.1 現在)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (㎡)	収容台数 (台)
新 居 浜 駅 前 駐 車 場	坂井町二丁目 1396番地	普通自動車（積載物を含め長さ 5メートル以下のものに限る）	1,413	40
新 居 浜 駅 南 駐 車 場	坂井町三丁目甲 3456番 1	”	2,531	84
新居浜駅南口広場駐車場	坂井町三丁目甲 3461番 4	”	728	20

使用料及び実績

区 分				使 用 料 (円)	令和 6 年度実績	
					台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車 以外の駐車	新 居 浜 駅 前 駐 車 場	1 回	30分以内	1 台につき 0	106,901	5,001,700
			30分を超え30分ごと ※24時間最大料金 2,100円	1 台につき 100		
	新 居 浜 駅 南 駐 車 場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	17,932	7,561,100
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		
	新居浜駅南口広場駐車場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	5,583	3,974,300
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		

(注) 平成29年 8 月から駐車料金改定

エ 公営駐輪場

(R7.4.1 現在)

名 称	位 置	駐輪できる自転車等の種類	面積 (㎡)	収容台数(台)	
				自転車	バイク
新 居 浜 駅 前 駐 輪 場	坂井町二丁目3番55号	自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車	1,590	859	42
新居浜駅南口広場駐輪場	坂井町三丁目甲3458番1		390	121	18

使用料及び実績

1) 新居浜駅前駐輪場

区 分		使 用 料 (円)			令和6年度実績	
		自転車		バイク	台数 (台)	金額 (円)
		屋内式	開放式			
定 期 駐 車	1 月	1,000	900	1,500	(自転車) 1,074	8,722,150
	3 月	2,700	2,400	4,000		
	6 月	5,200	4,600	7,800	(バイク) 50	
	12月	10,000	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0		0	(自転車) 7,145	1,674,700
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100		200	(バイク) 1,238	

2) 新居浜駅南口広場駐輪場

区 分		使 用 料 (円)		令和6年度実績	
		自転車(開放式)	バイク	台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車	1 月	900	1,500	(自転車) 193	885,600
	3 月	2,400	4,000		
	6 月	4,600	7,800	(バイク) 17	
	12月	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0	0	(自転車・ バイク)	841,900
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100	200	4,515	

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

令和 5 年度実績

・花いっぱい運動の推進

池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (㎡)
63	ポケットパーク (犬の見た夢)	一宮町一丁目 5 番	141.56
元	ポケットパーク (リズム&ハーモニー)	高木町 9 番	31.58
元	ポケットパーク (女の子二人)	西喜光地町 9 番	153.42
2	ポケットパーク (自然の恵みに)	江口町 4 番	168.00
2	ポケットパーク (SWE L L)	阿島二丁目17番	224.44
3	ポケットパーク (陽の中で)	寿町 5 番	153.42
3	ポケットパーク (萌いずる)	松神子二丁目 2 番	57.46
3	ポケットパーク (夢はるか)	繁本町 2 番	5.00
4	ポケットパーク (慧眼)	神郷一丁目 1 番	80.10
4	ポケットパーク (青春譜)	泉池町 9 番	43.50
5	ポケットパーク (風)	東田二丁目	60.98
5	ポケットパーク (長衣の女)	西連寺二丁目 3 番	91.70
9	ポケットパーク (学習の木)	王子町 3 番・4 番	1,482.00
17	旧泉川町役場跡緑地	松原町11番	158.77
22	駅前 1 号緑地	坂井町一丁目 8 番	755.31
21	駅前 2 号緑地	庄内町六丁目12番	934.92
21	駅前 3 号緑地	坂井町二丁目 9 番	116.12
23	駅前 5 号緑地	坂井町二丁目 3 番	450.70
21	駅前 6 号緑地	庄内町六丁目11番	275.15
23	駅前 7 号緑地	庄内町四丁目 7 番	1,005.39
22	駅前 8 号緑地	坂井町一丁目 1 番	95.78
22	駅前 1 号ポケットパーク	庄内町四丁目 7 番	182.77
22	駅前 2 号ポケットパーク	坂井町一丁目 1 番	74.20

※その他 平成 8 年度愛媛県において王子町にポケットパーク(面積 1,482㎡)が開設されたことに伴い、平成 9 年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

年度	区分	第 29 条 開発行為許可申請	市規則第4条 開発行為工事着手届	第 36 条 開発行為工事完了届	第 37 条 開発行為建築承認
令和 2		19	16	16	1
3		19	14	18	1
4		14	18	20	0
5		13	12	14	0
6		11	13	11	0

イ 国土利用計画法届出件数

年度	区分	国土法届出件数	遊休土地調査件数
令和 2		8	0
3		13	0
4		17	0
5		10	0
6		4	0

(6) 駅周辺整備事業

新居浜駅前土地区画整理事業による工事概成後、新居浜駅周辺の交通結節点機能の向上、駅利用の利便性・安全性・快適性の向上を図り、新都市拠点として駅南を含めた一体的かつ総合的なまちづくりを目指すため、駅周辺の公共施設等の整備について、市民の代表等で構成する「新居浜駅前広場等整備検討

委員会」による基本設計や景観デザインなどを検討した提言書を基本に整備を行った。

自由通路、駐車場、駐輪場、広場等を段階的に整備し、平成27年度に完成した。

また、新居浜駅前を新居浜らしい賑わいと出会いの場づくりに寄与するため、全国公募でモニュメントを設置している。

施設名	概要	備考
新居浜駅南北自由通路 (出逢いロード)	橋長 68.6m、有効幅員 6m 公衆トイレ及び展望デッキを併設	平成26年2月1日供用
新居浜駅前駐車場	駐車台数 40台	平成24年12月28日供用
新居浜駅前駐輪場	自転車 859台、バイク 42台	平成25年3月18日供用
新居浜駅南駐車場	駐車台数 84台	平成26年12月1日供用
新居浜駅南口広場駐車場	駐車台数 20台	平成27年6月24日供用
新居浜駅南口広場駐輪場	自転車 121台、バイク 18台	平成27年6月24日供用
駅前人の広場	整備面積 2,550 m ²	平成27年7月完成
南口広場	整備面積 2,600 m ² (駐車場、駐輪場を含む)	平成27年6月完成
駅前モニュメント		
駅前交通広場	1基【全てはここから、そして未来へ“歓喜抗”】	平成25年2月完成
シンボルロード	6基【空の支柱】【あかがねの樹】【あかがねのまち】【あかがねの風にのって】【永遠】【Natural Posture『芽生え』】	平成26年5月完成
人の広場	1基【歓迎の門】	平成27年1月完成

2 区 画 整 理

(1) 新居浜駅前土地区画整理事業

新居浜駅周辺地区は、新都市拠点と位置付け、にぎわいの創出、都市基盤の形成、居住環境の改善等を目的としている。

その第1段階として、新居浜駅前地区において、土地区画整理事業を実施することとし、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成、平成3年度には、より具体的な基本計画案を作成した。

その後、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れ基本計画を見直すなど、時間をかけて合意形成を図り、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告を行い、当市はじめての土地区画整理事業に着手する運びとなった。

平成14年9月の仮換地指定後、約8年半をかけ建物移転を行いながら区画整理工事を進め、平成23年5月に工事が概成した。その後、換地計画を策定し、平成24年7月換地処分、平成24年9月区画整理登記完了、平成29年度には、清算事務が完了し、事業が完了した。

事業概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8ヘクタール
5 事業施行期間	平成10年度～平成29年度

事業経緯

平成元年度	基本構想作成
平成3年度	基本計画案作成
平成9年8月19日	都市計画決定
平成10年4月23日	事業計画公告(事業開始)
平成14年9月6日	仮換地指定開始
11月27日	区画整理工事着手
平成23年5月24日	工事概成
平成24年3月28日	換地計画認可
7月20日	換地処分公告
9月26日	土地区画整理登記完了
12月17日	国土調査法第19条第5項の指定
平成29年度	清算金処理完了



3 道 路

(1) 市域内道路

(R 6. 4. 1 現在)

種 別		舗装実延長 (m)	砂利道実延長 (m)	実延長計 (m)	実延長舗装率 (%)	道路部面積 (㎡)
国	道	16,076	0	16,076	100.0	339,550
県 道	主 要 地 方 道	59,215	1,407	60,622	97.7	748,059
	一 般 県 道	27,543	4,199	31,742	86.8	337,372
市 道		429,477	66,290	495,767	86.6	2,855,608

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市 道

ア 市道の現況

(R 6. 4. 1 現在)

種 別	路 面 別 内 訳						合 計 (実延長) (m)	舗 装 延 長 率 (%)	路 線 数
	砂利道 (m)	舗 装 道							
		セメント系 (m)	ア ス フ ァ ル ト 系			計 (m)			
			高級 (m)	簡易 (m)	防塵 (m)				
一 級 市 道	1,810	534	26,548	39,071	0	66,153	67,963	97.3	56
二 級 市 道	3,768	2,983	2,878	24,857	0	30,718	34,486	89.1	32
小 計	5,578	3,517	29,426	63,928	0	96,871	102,449	94.6	88
その他の市道	60,712	8,497	26,396	297,713	0	332,606	393,318	84.6	1,043
計	66,290	12,014	55,822	361,641	0	429,477	495,767	86.6	1,131

注：愛媛の道路(資料編)より

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号いずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道のいずれかに接続している通り抜け道路
- (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路

(3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路

(5) 市の道路事業で施工する道路

(6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号すべてに該当しなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、

この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上あること。
- (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
- (3) 道路敷地に公共施設を除いた占用物件がないこと。
- (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
- (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。(敷地については、所有者において分筆する。)
- (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止)
- 2 新居浜市道路管理要綱(昭和49年制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(R6.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	24	523	24	523	0	0
県 道	80	2,395	80	2,395	0	0
市 道	337	4,168	336	4,159	1	9
総 数	441	7,086	440	7,077	1	9

注：愛媛の道路(資料編)より

独立専用自歩道橋を除く

(4) 道路占用料

占 用 物 件			単 位	占 用 料 (円)	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電 柱		1本につき1年	1,000	
	電 話 柱			930	
	その他の柱類			72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつ き1年	10	
	地下に設ける電線その他の線類			5	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メー トルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600	
	広 告 塔		表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつ き1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
	外径が1メートル以上のもの			950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地 下 街 及 び 地 下 室	階 数 が 1 の も の		近傍類似の土地の 時価(以下「A」と いう。)に0.003を 乗じて得た額	
		階 数 が 2 の も の		Aに0.005を乗じ て得た額	
		階 数 が 3 以 上 の も の		Aに0.006を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路				2,900
	地下に設ける通路				1,500
	その他のもの				1,400
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1日	44
その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1月	440		
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」という。)第 7条第1号に掲 げる物件	看 板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	440	
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	標 識		1本につき1年	1,100	
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	44	
		その他のもの	1本につき1月	440	
	幕 (令第7条第4号に掲 げる工事用施設であるもの を除く。)	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	44	
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	440	
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	
		その他のもの		2,200	

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			

(5) 道路占用料徴収実績

(令和6年度)

占 用 物 件		単 位	金 額 (円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	4,973,320
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6,105,010
	公衆電話所・広告塔・郵便差出箱その他のもの	1個につき1年・占用面積1平方メートルにつき1年	500,750
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	15,502,560
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		284,096
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		826,050
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		3,663,580
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		5,328,000
	外径が1メートル以上のもの		91,200
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	188,100
その他			195,600
合 計			37,658,200

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分		年度	令和2	3	4	5	6
カーブミラー	カ所		15	33	22	24	10
	m		246	265	167	319	0
ガードレール							
ガードパイプ							

4 建 築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数

(単位：件)

年度	区分	住 宅	貸 家	店 舗	店 住	工 場	事務所	その他	計
令和2		417	37	14	4	56	11	58	597
3		445	61	13	12	47	11	53	642
4		458	51	8	4	43	18	72	654
5		359	24	11	4	42	22	38	500
6		339	20	20	3	36	12	45	475

イ 建築物確認・許可状況

(単位：件)

区 分		年度	令和2	3	4	5	6
確認申請受付	総 数		597	642	654	500	475
	1～3号建物確認申請		120	93	98	56	54
	4号建物確認申請		458	533	533	429	404
	工作物確認申請		12	7	11	10	11
	建築設備		7	9	12	5	6
確認済証交付	確認済証交付		564	610	601	498	466
	検査済証交付		514	536	581	480	403
	計画通知受付		11	10	8	9	5
	適合通知		12	10	8	9	4
	計画通知検査済証交付		7	14	4	6	7
	許可申請		11	7	10	11	8
	許可可		11	7	10	11	8

注：1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数

(単位：件)

区分	年度	令和2	3	4	5	6
違反		2	2	2	2	2
是正完了		0	0	0	0	0
是正指導中		2	2	2	2	2
是正命令		0	0	0	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(R7.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
保 土 野	昭和31	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲339番地の1
治 良 丸 西	35	木 造 平 家	14	新居浜市萩生2613番地
治 良 丸 西	36	木 造 平 家	8	新居浜市萩生2613番地
篠 場	36	木 造 平 家	32	新居浜市篠場町6番、7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	22	新居浜市篠場町7番
篠 場	37	木 造 平 家	29	新居浜市篠場町6番、9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	27	新居浜市篠場町9番
治 良 丸 北	37	木 造 平 家	6	新居浜市萩生2632番地の1
篠 場	38	簡 耐 平 家	4	新居浜市篠場町7番
大 生 院	38	木 造 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
治 良 丸 北	38	木 造 平 家	4	新居浜市萩生2632番地の1
篠 場	38	木 造 平 家	2	新居浜市篠場町8番
大 生 院	38	木 造 平 家	18	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	38	簡 耐 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 平 家	40	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 平 家	35	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 平 家	9	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 2 階	12	新居浜市大生院215番地の1
東 田	43	簡 耐 2 階	30	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東 田	44	中 耐 4 階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東 田	45	中 耐 4 階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
元 船 木	46	簡 耐 2 階	48	新居浜市船木甲2990番地の3
泉 宮	47	中 耐 4 階	32	新居浜市泉宮町2番
桜 木	48	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町7番
瀬 戸	49	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番
南 小 松 原	50	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	51	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町9番
瀬 戸	51	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
南 小 松 原	昭和52	中 耐 4 階	56	新居浜市南小松原町9番
寿	52	中 耐 4 階	16	新居浜市寿町12番
松 原	53	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
松 原	54	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
大 島	54	簡 耐 2 階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松 原	55	中 耐 5 階	35	新居浜市松原町5番
			25	新居浜市松原町6番
高 津	56	中 耐 3 階	36	新居浜市高津町8番
瀬 戸 西	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市瀬戸町4番
大 島 東	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市大島甲13番地の1
城 下	56	中 耐 5 階	35	新居浜市郷五丁目6番
庄 内	57	簡 耐 2 階	10	新居浜市庄内町六丁目9番
西 の 土 居	57	中 耐 3 階	11	新居浜市西の土居町二丁目1番
滝 の 宮	57	簡 耐 2 階	7	新居浜市西の土居町二丁目16番
新 田	57	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新 須 賀	58	中 耐 4 階	16	新居浜市新須賀町二丁目9番
西 原	58	中 耐 5 階	20	新居浜市西原町二丁目4番
新 田	58	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新 田 第 二	59	中 耐 5 階	30	新居浜市新田町一丁目5番
新 須 賀	59	中 耐 4 階	32	新居浜市新須賀町二丁目9番
新 田 第 二	60	中 耐 5 階	40	新居浜市新田町一丁目5番
坂 井	60	中 耐 3 階	12	新居浜市坂井町三丁目5番
北 新 町	61	中 耐 5 階	50	新居浜市北新町3番
北 新 町	62	中 耐 5 階	95	新居浜市北新町3番
北 新 町	63	中 耐 5 階	25	新居浜市北新町3番
南 小 松 原	平成元	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町9番
西 原	元	中 耐 3 階	12	新居浜市西原二丁目4番
泉 宮 第 二	元	中 耐 4 階	20	新居浜市泉宮町6番
南 小 松 原	2	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町7番
横 山 南	3	中 耐 3 階	12	新居浜市中萩町14番
横 山 北	3	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町10番
治 良 丸	4	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生2707番地の1
横 山 南	4	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町14番
治 良 丸	5	中 耐 3 階	30	新居浜市萩生2707番地の1
横 山 南	5	中 耐 3 階	36	新居浜市中萩町14番

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
治 良 丸	平成 7	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2653番地の 1
			18	新居浜市萩生 2651番地の 1
治 良 丸	8	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2715番地の 3
治 良 丸	9	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2691番地
治 良 丸	11	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2730番地の 1
南 小 松 原	26	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9番
治 良 丸 南	29	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
治 良 丸 南	30	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
東 田	令和 4	高 耐 6 階	64	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1
東 田	6	高 耐 8 階	86	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1

(2) 改良住宅

(R7.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
桜 木	昭和45	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16番	3,600
桜 木	46	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16番	3,600
南 小 松 原	47	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町 7番	7,700
桜 木	47	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16番	3,600
東 雲	47	中 耐 4 階	24	新居浜市東雲町三丁目 7番	1,300
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	32	新居浜市南小松原町 9番	7,700
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町 9番	9,000

(3) その他の市営住宅

(R7.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
新 須 賀 共 同	昭和25	木 造 平 家	1	新居浜市新須賀町四丁目 3番	350
			1		400
保 土 野	平成 7	木 造 平 家	1	新居浜市別子山甲 339番地の 1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(R7.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
草 原	昭和31	木 造 平 家	1	新居浜市別子山乙 240番地の 2	4,000
肉 渚	平成 4	木 造 2 階	1	新居浜市別子山甲 290番地の 2	20,000
肉 渚	5	耐 火 2 階	4	新居浜市別子山甲 303番地	16,000
			2		18,000
瓜 生 野	11	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲 140番地の 2	18,000
瓜 生 野 第 2	21	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲 139番地の 2	16,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所在地	東雲町三丁目2番13号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	2,257.82㎡
建物面積	546.92㎡
建設費	8,470万円
完成年月日	昭和57年11月29日
収容定数	26世帯

6 用地

用地取得補償及び登記状況

(令和6年度)

事業別	契約件数 (件)	用地取得面積 (㎡)	用地取得費 (円)	物件等補償費 (円)	所有権移転登記件数 (筆)
道路事業	11	1,330.99	19,372,000	39,421,593	16
都市計画街路事業	13	4,105.07	40,575,479	158,165,525	15
その他の事業	1	43.16	60,424	0	1
計	25	5,479.22	60,007,903	197,587,118	32

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済最重要路線であるが、新居浜市内における交通量は1日3万台を超える地点もある状況で、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、昭和60年8月に船木から大生院までの延長9.3km区間で新居浜バイパスが都市計画決定された。

当バイパスは平成2年度に東田地区から西喜光地町地区において工事着手、平成20年3月までに東田地区から西喜光地町地区間の延長2.4kmが供用開始。その

後、平成24年2月に本郷地区から萩生地区間の延長2.0kmが暫定2車線で供用開始、平成30年12月に萩生地区から大生院地区間の延長1.5kmが4車線化で供用開始、令和6年4月27日に西喜光地町地区から本郷地区間の延長1.1kmが暫定2車線で供用開始され、国道11号の交通混雑の緩和及び安心・安全な道づくりの確保が図られた。

現在は、早期全線開通に向けて、残りの船木地区から東田地区間の延長2.3kmについて事業が進められている。

8 地 籍 調 査

(1) 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を正確に把握し、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積等、地籍の明確化を図る。

(2) 対象地域

・対象面積 232.65 km²
・事業開始年度 旧新居浜地区 平成18年度
旧別子山地区 平成9年度

(3) 進捗状況

ア 旧新居浜地区

(R7.4.1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積※ (km ²)	調査筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成18	坂ノ下の一部	0.08	0.08	172	219
20	高祖の一部	0.12	0.12	346	328
22	高祖の一部	0.20	0.15	532	586
23	治良丸の一部	0.28	0.27	771	626
24	治良丸・旦ノ上の一部、河ノ北の一部	0.75	0.63	1,150	911
25	旦ノ上・大生院の一部、河ノ北の一部	1.39	1.25	2,128	2,006
26	政枝町・高木町・滝の宮町・坂井町の一部	0.69	0.85	2,549	1,786
27	庄内町四・五・六丁目・高木町・坂井町の一部	0.55	0.58	2,133	1,647
28	庄内町二丁目・庄内町三丁目	0.40	0.44	1,578	1,203
29	大生院、東田・光明寺の一部	0.28	0.31	422	437
30	観音原の一部、船木坂ノ下・長野の一部	0.89	0.75	485	415
令和元	光明寺の一部	1.17	1.10	360	262
2	庄内町の一部・久保田町の一部	0.35	0.53	1,257	1,058
3	久保田町一丁目・久保田町二丁目	0.32	0.25	1,188	893
4	八雲町、泉宮町	0.39	0.47	1,152	725
5	一宮町一丁目・一宮町二丁目	0.30	0.17	878	579
6	田所町・繁本町・宮西町	0.40	0.52	1,073	757
	計	8.56	8.47	18,174	14,438

※ 実施面積は換算面積（新規着手地区の一部と前年度着手地区の一部の合計）

イ 旧別子山地区

(R7.4.1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積※ (km ²)	調査筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成9～18	弟地・筏津の一部、瀬場・豊後、保土野の一部、谷内・床鍋・中藪・肉淵・芋野・小美野、成・竹ヶ市の一部、大本、大野・竹ヶ市の一部、横道の一部	9.68	9.49	1,855	1,277
19	谷・横道の一部	1.06	1.01	93	93
20	瓜生野の一部	0.83	0.88	134	168
21	瓜生野の一部・草原	1.02	0.98	79	92
22	瓜生野の一部	1.19	1.15	23	27
23	瓜生野の一部	0.53	0.68	77	82
24	瓜生野の一部	0.66	0.78	83	87
26	竹ヶ市の一部	0.57	0.57	29	18
28	弟地の一部	0.88	0.68	61	55
29	弟地・筏津・保土野の一部	4.47	4.67	10	10
令和元	保土野の一部	0.76	0.38	10	5
3	保土野の一部第2	3.54	3.21	4	4
4	芋野の一部	2.54	2.74	4	6
5	芋野の一部・成の一部	2.15	2.21	3	3
6	成の一部、竹ヶ市・大野の一部	2.21	2.15	38	20
	計	32.09	31.58	2,503	1,947

※ 実施面積は換算面積（新規着手地区の一部と前年度着手地区の一部の合計）

(4) 事業費の推移（直近5年間）

(単位：千円)

年度	令和2	3	4	5	6
総事業費	49,721	48,535	80,940	50,217	94,981
うち県支出金	32,535	31,125	52,342.5	28,059	59,700

9 生活排水路及び河川

公共下水道事業計画外の排水路、排水管及び市管理普通河川の改良と維持補修を行い、住民の生活環境改善を図っている。

令和6年度実績

整備事業費 58,340千円

整備延長 25.9m

10 排水ポンプ場

(R7.4.1現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
惣開	惣開町3番25号	40.0	350 700	1 2	水中モーターエンジン	8,418
王子川 (県施設)	新田町一丁目4番28号	114.1	1,200 500	2 1	エンジン 水中モーター	24,000
垣生北	垣生六丁目6番31号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多喜浜	多喜浜二丁目16番7号	104.0	700 900	1 1	モーター エンジン	9,480
白浜	多喜浜四丁目4番52号	29.0	250 500 600	1 1 1	モーター 水中モーター エンジン	5,810
多喜浜田	多喜浜三丁目4番67号	10.0	500 800	1 1	エンジン 水中モーター	7,200
黒島	黒島二丁目1番29号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
新須賀	新須賀町四丁目15番34号地先	0.7	300	1	水中モーター	828
磯浦	磯浦町7番地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中須賀	中須賀町一丁目6番地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧江の口	松神子四丁目2番32号	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南白浜	多喜浜四丁目6番15号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新白浜	多喜浜五丁目3番91号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切抜	阿島二丁目17番3号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新磯浦	磯浦町11番25号	0.5	200	1	水中モーター	345
宮西	宮西町5番81号地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大島	大島192番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久保田	一宮町二丁目5番20号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
落神	落神町1番21号地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南小松原	南小松原町9番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国領	船木4884番地の1地先	1.5	250	2	水中モーター	828
磯浦西	磯浦町16番7号	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東田	東田二丁目1773-10地先	1.2	200	2	水中モーター	600
松神子第2	松神子一丁目5番14号地先	4.0	300	3	水中モーター	2,106
大島第2	大島232番地先	4.7	300	2	水中モーター	1,152
一宮	一宮町二丁目4番8号地先	5.9	350	2	水中モーター	1,956